

諮問番号：令和2年度諮問第9号

答申番号：令和2年度答申第14号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

原処分（生活保護費返還処分）の通知書によれば、請求人の収入申告が遅れたことにより毎月の保護費で収入認定できなかったことが原処分の理由とされているが、請求人は、請求外A企業年金基金（以下「本件基金」という。）の退職年金（以下「企業年金」という。）の受給権を得てから、平成30年6月に支給された企業年金6万5,326円並びに同年12月に支給された企業年金の基本年金及び加算年金5万8,556円並びに企業年金の独自給付34万786円（以下これらを「本件各年金」という。）を受給したことを処分庁に適時に申告しており、本件各年金に係る収入認定が遅れたのは処分庁の責任によるものであるから、原処分は違法又は不当である。

2 処分庁の主張の要旨

- (1) 請求人は、企業年金の受給権を得てから本件各年金を受給するまでの間、資力がありながら保護を受けていたことは明らかであるから、原処分は、適正に行われたものである。
- (2) 処分庁は、請求人が本件各年金以外にも年金を受給している可能性があったことから、本件基金及び金融機関に対して必要な調査を実施し、その回答を踏まえた上で原処分を決定したものであり、このことに何ら違法又は不当な点はない。

第3 審理員意見書の要旨

- 1 原処分は、生活保護法（以下「法」という。）及び保護の処理基準に基づき行われ、法令等の規定に従い、適正になされたものであるから、違法又は不当な点は認められない。
- 2 法第63条は、本来、資力はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない事情がある場合に取りあえず保護を行い、資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階で既に支給した保護金品との調整を図ろうとす

るものであり、原則として当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とするべきとされている。年金については、裁定請求の遅れにより遡及して支給されることになった場合でも、年金受給権が生じた日から同条の返還額決定の対象となる資力が発生したものとして取り扱うこととされている。

- 3 この点、請求人は、本件各年金を受給したことを処分庁に適時に申告しており、本件各年金に係る収入認定が遅れたのは処分庁の責任によるものであるから、原処分は違法又は不当であると主張しているものと解される。

しかしながら、処分庁は、請求人からの年金送金通知書等の提出により、本件基金から請求人へ本件各年金が支給されたことを把握したものの、請求人から年金証書や通帳を紛失した旨の申立てがあったため、本件基金及び金融機関に対して調査を行い、請求人が本件各年金を受給した事実を確認する必要があるものであり、処分庁が故意に本件各年金に係る収入認定を遅らせた事実は認められない。そして、当該確認の結果に基づき、保護の処理基準にのっとり、法第63条の規定に基づく返還額を決定した処分庁の判断に違法又は不当な点は認められない。

- 4 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、請求人の主張には理由がないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和2年6月17日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月24日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

法第63条は、被保護者が急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護費を支給した都道府県又は市町村に対し、速やかに、その受けた保護金品に相当する額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないと規定する。

その趣旨は、本来資力はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない事情がある場合に取りあえず保護を行い、資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階で既に支給した保護金品との調整を図ろうとするものにほかならない。

また、保護の決定に係る事務は、地方自治法における法定受託事務とされており、厚生労働大臣は、当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準を定めている。かかる基準によれば、同条の適用に当たっては、原則として換金されるなど最低生活に充当できるようになった資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべきとされている。

そこで本件についてみると、処分庁は、請求人から年金送金通知書等が提出

されたが、年金証書や通帳を紛失した旨の申立てがあったことから、本件基金及び金融機関に対して調査を行ったことが認められる。

そして、処分庁は、当該調査により、処分庁に未申告の年金受給の事実や預貯金口座を発見したことから、本件各年金の受給の事実等の確認に時間を要したものであり、いたずらに収入認定を遅延させて原処分を行ったものとは認められない。

したがって、本件各年金は同条の規定による返還の対象となるものであり、当該確認の結果に基づく再計算によると、請求人に対する保護費は39万3,411円の過支給となっていたのであるから、保護の処理基準に基づき、当該過支給の額を同条の規定に基づく返還額として決定した処分庁の判断に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、原処分にはこれを取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものと認められるから、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員（会長） 岸 本 太 樹

委員 中 原 猛

委員 日 笠 倫 子